

2009/8/31

民主党圧勝～政権交代へ

## 《民主党施策集より抜粋》

### 労働者派遣法の抜本見直し

派遣労働者の労働条件を改善するため、労働者派遣法を抜本的に見直します。

具体的には

- (1)解雇予告手当や社会保険が十分適用されない2カ月以下の雇用契約について労働者派遣を禁止。これに伴い「日雇い派遣」「スポット派遣」(\*)も原則禁止
- (2)派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇原則を確立
- (3)「直接雇用みなし制度」の創設。違法な派遣が行われた場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できるようにする
- (4)ものの製造現場における労働者派遣については、専門業務を除き原則禁止
- (5)一般労働者派遣事業については、26 専門業務以外の派遣労働者は常用雇用に限定
- (6)マージン比率を含め情報公開を徹底(7)「専ら派遣」(\*)の禁止規定を拡大し、法人およびその子法人から成る法人グループへの派遣を80%未満に制限——等です。

\* スポット派遣:派遣会社が派遣先企業に労働者を1日単位または30日未満の雇用契約を結んで派遣すること \* 専ら派遣:特定の派遣先企業に対してのみ労働者を派遣すること